



Title	長崎医学の百年, 第四章 長崎医学の復興, 第二節 長崎病院医学場の設立準備
Author(s)	長崎大学医学部; 中西, 啓
Citation	長崎医学百年史, 1961, pp. 279-284
Issue Date	1961-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10069/6598
Right	Copyright(c) 1961 by Nagasaki University School of Medicine

This document is downloaded at: 2020-10-28T18:25:11Z

第二節 長崎病院医学場の設立準備

明治九年(一八七六年)一月九日、府県衛生課事務案項が制定され、同月十二日、医師開業試験に関する達が府県に発せられ、漸く医制の整備をみたが、三月二十八日、県令宮川房之は乙第七十八号を以て全県下に達状を發し、長崎病院の由来を説き、教師レウエンの指導のもとに三四年間修業し、特診証書を得たものを各区に派遣して支病院を設立するか、開業させ、偏く区内の治療を管まさせ、且つ寒村僻地にまで医療を普及させるため、派出病院のある蔽瘼を除き、医学校に要する費用を賦課せしむべく、各区に達諭するところがあつた。

乙第七十八号

夫人ノ世ニ在ル固有ノ権利アリ之ニ加フルニ政府ノ保護ニ因大以小ヲ庄ルヲ得ス強以弱ヲ制ス可カラス僻陬山家ノ民モ各其生ヲ安スルヲ得然而又防ヘカラサルモノアリ疾病之ナリ之カ予備トナス良医ト良薬トニ頼ラサル可カラス之レ病院ノ設アル所以ナリ長崎病院ノ儀ハ従来文部省所轄ノ処昨八年四月

中政府ノ命ニ因リ之ヲ当県ニ管有ス殊ニ該院ハ萬延元年ノ創立我國蘭医伝法ノ源ニシテ全国医事ノ嚆矢トモ謂フヘシ世ニ成績アルヲ以テ政府特別ニ出テ明治八年ヨリ同十年マテ官資ヲ給セラル実ニ一県ノ幸福ト云フ可キナリ其明治十一年ニ至テハ是ヲ管内ノ共立ニ附シ益之レヲ盛大ナラシメ上政府ノ盛意ニ答ヘ下管民ノ幸福ヲ起シ且人民命脉ヲ委托スル所ト成サ、ル可カラス既ニ昨年開院以來教師ヲ外国ニ招キ月三百円ヲ給スルモ一病院ノ力ヲ以管下一般ニ普及スル能ハス因茲事ヲ漸次二期シ將來ノ基礎ヲ立シカ為メ本院在来ノ医学校ヲ再興シ第一人材ヲ教育シ而メ医術ヲ拡充スルノ道ヲ開カントス且夫本県ノ管内タル東西百里余ニ亘リ其僻陬ニ至リテハ従来医術ノ普カラサルヨリ衛生ヲ度外ニ置キ或ハ非命ノ死ヲナシ又ハ斃人トナルモノ尠カラス豈懸亮ノ至ナラスヤ畢竟人知ノ未知ノ未開ニ因ルト雖モ抑又之ヲ保護上ノ欠典ト云サルヲ得ス仍之今般管内各大区ヨリ特種生徒式名区ノ情態ニ因リ増苑ヲ召募シ親シク該院教師レウエン氏ニ就テ薰陶ヲ受ケ教科ヲ履ミ成業凡ソ三四年ヲ期シ其特診証書ヲ有スルニ至リテ之ヲ各区ニ返遣シ一ノ支病院ヲ設立スルカ或ハ自ら開業セシメ徧ク区内ノ治療ヲ管主セシメ側ヲ又有志ノ者ヲ教育シ漸次成業

第二節 長崎病院医学場の設立準備

ニ隨ヒ僻寒村トモ普及セシメ衆庶医沢ヲ被ルニ至リ自ラ衛生ノ主旨ヲ了知ス可キナリ然ルニ今召募ノ生徒五年ノ後成業ノ日ニ至テハ各方向定メ或ハ東行南遊ノ念ナシト謂ヘカラス果シテ然ラハ無謂束縛スルヲ得ス終ニ素志ヲ空シテ其望ニ任セサル可ラスト雖モ若シ其望ニ任スル時ハ管下衛生ノ舉又何ヲカ期セン故ニ今ヨリシテ其方ヲ設ケサルヘカラス要之其生徒ハ毎区人民協議シテ人撰シ之カ学費ヲ資ケ其復帰ノ日ニ至リ其使用年限ヲ立テ定約書ヲ交換シ年年中他ニ転遷ヲ許サルヘシ故ニ其入学中要スル処ノ經費ハ一ケ月凡レノレヲ各区民力ニテ支消スルモノトシ今管内拾四万四千六百八拾九戸ノ内厳原ハ既ニ派出病院ノ設アルヲ以テ之ヲ除キ拾三万八千零九拾九戸ノ内至貧拾分尙ト見做シ之ヲ除キ尙殘リ拾貳万四千三百戸ナリ学校ニ要スル一ケ年中ノ營繕及ヒ器械書籍代生徒食費等別記概算高ニ抛リ一戸三錢五厘ヲ課出スレハ惣計金四千三百五拾円五拾錢トナル一年ノ校費ヲ償フニ至ル然ラハ則僅々賦課ノ故ヲ以テ費ノ人命ヲ忽ニス可シヤ県庁又之ヲ施行セサル可ラサルノ急務ナリ然ト雖モ官之ヲ專決シテ課出ス可キノ令ヲ下スニ非ス其急務タルヲ告知シテ以速ニ人民戮力共立セン事ヲ要スル而已或曰ン今ヤ維新創業ノ際課出多端ナリ病院ノ如キハ暫ク後日ヲ待ニト決シテ然ラス夫レ一朝病ニ患ル時ハ壯者モ起臥ヲ能クセス之レヲ忽ニセハ或ハ貴重ノ人命ヲ損シ或ハ廢人トナル衆ノ知ル所ナリ然ラハ良医ヲ需サル可ラス其費用ヤ一戸年三錢余ニシテ実ニ僅々之ヲ約スレハ一

日ノ飲食中ニモ生スヘシ況ヤ又稼業上幾多ノ余力ヲ尽サハ其之レニ充ツルノ費度ハ容易ニシテ弁スヘシ一身ノ危急ヲ想ヒ衛生ノ欠可ラサルヲ察知セハ決シテ難事ニ非ラサルナリ区戸長ニ於テ精々主旨ノ在ル処ヲ察知シ学資課出方法並特種ノ撰ニ充ツヘキ生徒トモ懇ニ人民ト共議ヲ悉シ学資課出方法見込並生徒人名共一区限取調可申出候仍之教科並学則等相添此段相達候事

明治九年三月廿八日

長崎県令 宮川 房 之

さて、この翌二十九日に長崎において、島原、大村、五島、諫早方面の各区戸長が徴兵に關して会合した際、医学校設立の費用等につき審議するところがあり、その他にも詳細に検討すべき問題があったため、小会議を開いた。その際、この医学校設立費用の一切並びに生徒の食料等は管内全戸数に割賦をしてこれに充てるという件について、その人戸の多い甲区は人戸の少い乙区の費用まで償補する形になり、もし、甲区の人民にそれに対する苦情があつても、それを制することが困難で、且つそれぞれの区の状態によつて、生徒を増員しなくてはならないこともあるので、医学校設立に要する経費と、生徒

の食料分として要する経費と區別を立て、その校費に属する分は各管内全戸数に課出させ、その生徒の食料等に属する分はそれぞれ一区限りの課出と定めたならば、生徒増員の件もその区の事情によって適宜な処置も採られるであらうし、又、賦課の方法も自然と穩当になるであらうという決議になった。この決議は先の乙第七十八号に対する島原、大村、五島、諫早方面各区戸長の具申書であつて、これを受取つた長崎県では、四月十三日よりこの問題を再審議し、翌十四日にその決議が成り、乙第八十八号を以て、敵原を除く県下各区々戸長に対し、医学校設立の費用賦課について県の立場を説明した。即ち、医学校の營繕・書籍・器械費並びに教員給、生徒の食費とも、敵原を除く全管内十二万四千三百戸に割賦する予定であつたが、変更する旨を達した。

「明治九年、学務課事務簿、管内達並布達、全」によつて乙第八十八号（十四日付）、達を次に示そう。

按

各区々戸長 敵原ヲ
 敵原ヲ除キ 除ク

第四章 長崎医学の復興

從第一大区至三十六区々戸長へ

本年三月県庁乙第七十八号を以相達候医学校設立云々之内費用賦課之儀ハ該校營繕書籍器械並教員給生徒ノ食料トモ総テ管内敵原ヲ十二万四千三百戸ニ割賦ノ積リ致置候処其後徴兵ノ議ニ付島原大村五島諫早筋ノ区戸長等出崎申立ノ次第モ有之斟酌之上右費用ヲ二途ニ分チ營繕書籍器械並教員給等其校費ニ充ツ可キ分金千七百三十七円ヲ全ク管内ノ戸数ニ課シ一ニ付一錢其生徒ニ係ル食料等一ヶ年四十八円五十錢ハ其区限四厘ノ割定ス就テ生徒人員ノ如キハ一区二名ノ外と雖モ各区ノ情態ニ因リ増加スルモ差支無之候尤増員ノ生徒ハ当分校舎ノ都合有之候ニ付便宜外宿等ニテ通学可為致候条此段為心得更ニ相達候事

明治九年四月十四日

長崎県令 宮川房之代理

長崎県參事 渡 辺 徹

即ち、医学校費用中、營繕・書籍・器械及び教員給等、その校費に充てるべき分（千七百三十七円）は全て管内の戸数に應じて一戸につき一錢四厘の割で課出させ、生徒の食料等（一人につき、一ヶ年四十八円五十錢）はその区限りの課出と改定し、各区の事情に即応して一区二名以上になつても差支ないということを達したのである。

第二節 長崎病院医学場の設立準備

こうして医学校設立準備を蔽原を除く各区の協力のもとに進めていた県第一課及び第五課では、五月九日に至つて漸く長崎医学校の校舎の修繕が完成し、書籍器械類もそれぞれ整頓できたので、一日も早く入学許可を達した方がよいという結論に達し、同月十一日付で十二日に各区に宛て、乙第百八号を布達した。(明治九年、学務課事務簿、管内達並布達、全一)

(朱)
乙第百八号

各区々戸長 蔽原ヲ
除ク

医学校設立各大区生徒徵募ノ儀ニ付県庁乙第七十八号同乙第八十八号ヲ以テ相達シ置候趣モ有之候処爾米校舎修繕並書籍器械等整頓致候ニ付来ル六月十日迄ニ入学差聞無之候尤費用及ヒ生徒撰撰等ハ各区人民協議ヲ悉シ本月十五日限可申出管ニ付尚ホ評議中ノ都合ト相考候エモ既ニ校舎並書籍器械等右ノ順序ニ相運候上ハ現今急務ノ医術一日モ之ヲ稽緩ニ措ク可カラサレハ各区ニ於テ夫々詮議相整ヘ右期限ニ從ヒ速ニ入校為致候様取謀可申此段予メ相達候事

明治九年五月十一日

長崎県令 宮川房之代理

長崎県参事 渡辺 徹

五月十二日、各大区より撰撰徴集した医学校の入学も

順序よく決定し、医学校も諸事万端整頓されて行つたが、追々他の府県や管内各区から撰撰生以外の入学志願者がでて来た。然しまだ医学校の校舎が狭小であり、撰撰生以外の志願生まで寄宿舎に収容できない状態であったので、外塾を借用して通学生を収容するべく、通学心得概則(県庁甲第七十六号別紙)を県第一課及び第五課で審議し、撰撰生の申出の終つた十五日付で、甲第七十六号を決定し、二十日に各区に達した。

今般当県下第一大区小島郷病院構内ニ於テ医学校相開候ニ付他府県及ヒ管内区撰撰生ノ外 志願ノモノハ一般修学可差許候尤当分校舎ノ都合ニ因リ寄宿修業ハ難相成候間追々生員増加ノ機ニ至リ便宜外塾ヲモ取設候筈ニ候得共先ツ各自ニ下宿ヲ定メ通学致スヘシ就テ右志願ノモノハ別紙概則ノ通り相心得ル六月十日迄願書該校ニ差出可申此段区内無漏布達候事但教則ノ儀ハ本年三月県庁乙第七十八号達書ヘ添エ相廻シヲキ候通り相心得可申候

明治九年五月十五日

県令 宮川房之代理

長崎県参事 渡辺 徹

(朱)
九年五月 県庁甲第七十六号別紙

通学心得概則

第一条 通学願書ハ他府県ノモノハ第一書式管内撰択生ノモ

ノハ第二書式ニ準シ正副二通該校エ差出スヘシ

第一書式用紙美濃

私儀医学志願ニ付今般御校ニ通学仕度御差許被下候上ハ御
規則等堅ク遵守可仕因テ保証人相立此段奉願候也

何府県族籍

当県第何大区何小区何村町何番地

何某方寄留

何 某
年 齡

年号月日

医学校 御中

保証人書式

右人通学中一身ノ儀ニ付私引請可申候ナリ

第何大区何小区何村町何番地

住居 士族或ハ平民

証人 何 某

第二書式 用紙同上

私儀医学志願ニ付今般御校ニ通学仕度御差許被下候上ハ御
規則等固ク遵守可仕此段奉願候ナリ

第四章 長崎医学の復興

第何大区何小区何村町何番地

住居 士族或ハ平民

何 某
年 齡

年号月日

同上宛

前書ノ通相違無御座候ナリ

区戸長奥印

第二条 願済ノ上住居或ハ寄留所移転ノ節ハ該校エ届出ベシ

第三条 通学生徒モ本校教場ニ入りテハ一般ノ規則ヲ遵守ス

ルモノトス

第四条 退散後ハ可成内ニ在リテ復読等ニ注意スヘシ

第五条 修業年限並授業約束等ノ儀ハ総テ教則ノ旨ニ従フベ

シ

第六条 病氣或ハ事故等ニテ昇校難致節ハ其旨書面ヲ以テ届

出ベシ

第七条 外出等ノ節濫リニ酒樓或ハ遊場等ニ立寄ル可カラズ

第八条 生徒受業料ハ他府県及ヒ管内生(各区撰択)トモ一箇

月同五十錢ト定ム

ここに長崎病院医学校の設立準備が漸く整備した訳で、
他府県及び長崎県管内各区から撰択生の他、一般に修学
志願するものをも含めて、入学手続をとることができる
ようになった。

第二節 長崎病院医学場の設立準備

このように整備を急いだ医学校は六月二十日に開場することとなり、六月九日、長崎県令北島秀朝代理、具参事渡辺徹は、乙第百二十八号を以て長崎病院医学教場へ撰択届出について各区々戸長に宛て、次の達を發した。

各区々戸長

県下第一大区小島郷病院構内医学校之儀長崎病院医学教場ト
改称本月廿日開場候条予テ相達置候各区撰択生姓名至急申出
可成十八日迄ニ当地エ罷出病院へ届出候様取計可申此旨相達
候事

明治九年六月九日

長崎県令 北島秀朝代理

長崎県参事 渡 辺 徹

さて、五月十五日までに各区撰択生の申出を終り、更に一般修学志願者も六月十日までに願書受付を終った医学校は乙第百二十八号によって六月九日に長崎病院医学場と改称されていたが、愈々六月二十日には開場式を挙行したのである。

ここで明治九年前半期の衛生行政について触れて置こう。一月九日及び十二日の府県衛生課事務条項の制定及

び医師開業試験に関する府県に対する達によって地方衛生行政の整備を進めていた内務省では、三月三十一日に公立私立病院設立伺及願書式を達し、病院の規定を行うこととなった。この達や規定に従って、長崎病院医学場の整備も進められた訳である。そして四月五日には娼妓梅毒検査方法を施設させ、同月十二日には種痘規則の改正を行い、種痘医規則を制定したが、五月八日には衛生局では法令及び事務の解説を附して「衛生局雜誌」を發刊し、同時に製薬免許手続を達して、製薬を奨励し、製薬者には免許鑑札を与え、官許の文字をつけた製品を販売せしめた。更に同月十八日には天然痘予防規則を制定して予防医学の充実を計っていたのである。